



2025 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 Global CEO 本田 謙
(コード番号：6094 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 CFO 永井 秀輔
(TEL 03-6721-1740)

新株予約権（有償ストック・オプション及び税制適格ストック・オプション）の発行及び既発行新株予約権の一部放棄に関するお知らせ

当社は、本日付での取締役会決議により、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき当社完全子会社の執行役員及び従業員並びに当社外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、有償ストック・オプションについては、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、有償ストック・オプションは付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。さらに、無償ストック・オプションについては、特に有利な条件ではなく、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であることから、有利発行ではないと考えており、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本件決議と同時に、既に発行している新株予約権について、当社経営陣から放棄の申し出があり、当社として受け入れることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社およびインフルエンサーマーケティング領域を含めたデジタルマーケティング業界を取り巻く環境は変化しており、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループ内の役職員に対して、無償に税制適格ストック・オプション（第16回新株予約権）を、それに加えて、当社の社外協力者についても株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、当社の社外協力者に対して有償ストック・オプション（第15回新株予約権）を発行するものであります。

なお、今回発行に当たる第 15 回及び第 16 回新株予約権（以下、総称し、もしくは単独に「本新株予約権」）がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、105,000 株であり、発行済株式総数の 0.60%に相当します。本新株予約権は複数年の関係継続が行使条件となっており、継続して当社事業に従事又は協力を得られることで、当社企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。なお、役職員及び外部協力者の長期的なインセンティブ付与と投資家の希薄化懸念との調和を図るために、経営陣によって同数（105,000 株）の新株予約権（2023 年 12 月 1 日付「新株予約権（有償ストック・オプション及び税制適格ストック・オプション）」の発行に関するお知らせ」に記載の第 13 回新株予約権）の放棄の申し出があり、当社として受け入れることを同時に決議いたしました。

本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものであり、かつ経営陣による発行

数と同数の既発行新株予約権の放棄を通じて株式の希薄化も完全に抑制されていることから、既存株主の皆さまへの影響は合理的なものであると考えております。

II- (i) . 第15回新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行要項

1. 新株予約権の数

200 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 20,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、562 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額にしたものである。

また、当社の監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ている。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日である 2025 年 8 月 13 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 544 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年12月1日から2035年7月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年9月期から2029年9月期までのいずれかの事業年度において、連結損益計算書における営業利益が黒字となった場合に限り、行使することができる。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、株式会社フリークアウト・ホールディングス又はその関連会社との間で、本新株予約権の発行時点において存在する契約と同等の契約が有効に存続していることを要する。ただし、当該契約が権利行使時において終了していた場合であっても、当社の取締役会が権利行使を認めるべき正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年10月20日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

- 上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。
- （６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記３．（４）に準じて決定する。
- （７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- （８）その他新株予約権の行使の条件
上記３．（６）に準じて決定する。
- （９）新株予約権の取得事由及び条件
上記５に準じて決定する。
- （１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2025年10月31日
- ９．申込期日
2025年9月19日
- １０．新株予約権の割当てを受ける者及び数当社外部協力者 1名 200個
- １１．割当予定先の選定理由等
（１）割当予定先の概要

割当予定先の概要	外部協力者 1名	
当社と割当予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の外部協力者であります。
	取引関係	当社グループとパートナーシップ契約に基づき取引関係があります。

（注）当該外部協力者は、当社グループの事業拡大にかかわっており、個別氏名を開示することは、当社グループ及び当該外部協力者の業務上支障をきたす恐れがあるため、記載を省略とします。

なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は既存のパートナーシップ契約の枠組みの中ですでに所定の反社チェックを行っていることに加えて、改めて反社会的勢力チェックツール及びインターネット検索を利用し、氏名及び住所についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査しましたが、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。これを踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。また、暴力団等の反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

割当予定先である社外協力者は、当社の企業価値の増大への貢献度が非常に高く、今後も中長期的な当社への貢献意欲を向上させることを目的として、割当予定先を選定するものであります

（３）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭により確認しております。

（４）割当予定先の払込み及び権利行使に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権に係る払込み及び権利行使については支障がない旨を口頭により確認をしております。

II- (ii) . 第16回新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行要項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 85,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

850個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記(2)定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行に該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は割当日当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。また、本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、行使価額調整式中の募集株式発行前の時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2029年12月1日から2035年7月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監

査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金は、上記の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）が上記 (7) の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割もしくは新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的である株式の数に当該組織再編行為に係る組織再編比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、上記 (2) に準じて調整する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、上記 (5) に準じて調整する。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使の条件
上記 (7) に準じて決定する。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定するものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
上記(10)に準じて決定する。
- (11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨て、金銭による調整は行わない。
- (12) 新株予約権の割当日
2025年9月19日
- (13) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|-------------|----|------|
| 当社完全子会社執行役員 | 4名 | 400個 |
| 当社完全子会社従業員 | 8名 | 450個 |

以 上